

生 企 第 1 3 1 号
平 成 3 0 年 8 月 1 6 日

各 警 察 署 長 殿

生 活 安 全 部 長

登下校時における防犯対策に関する「地域の連携の場」の構築に係る留意事項について

各地域での通学路等における子供の安全確保のために行われる関係機関・団体等との連携については、これまで地域の実情に応じた取組が行われてきたところであるが、「登下校防犯プラン」（平成30年6月22日登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議決定。以下「プラン」という。）では、登下校時における防犯対策に関する「地域の連携の場」を各地域で構築することとされた。

プランを受け、「通学路等における子供の安全確保のための対策の推進について」（平成30年7月20日付け生企第108号）では、「地域の連携の場」への参画等について必要な指示がなされたところであるが、「地域の連携の場」の構築等に関する留意事項は下記のとおりであるので、各警察署においては、適切な措置を講じられたい。

また、本件については、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省からも、別添1から3のとおり各都道府県教育委員会等に対し通知されているため、参考とされたい。

記

1 「地域の連携の場」の構築について

(1) 「地域の連携の場」の運営主体

プランでは、「地域の連携の場」として、地域の実情に応じて、通学路の安全確保連絡協議会、学校警察連絡協議会、地域学校安全委員会等、既存の協議の場を活用することは効率的である。」とされているところ、新たに「地域の連携の場」を構築する場合には、その運営に関する事務については、警察署、教育委員会、自治体等、地域の実情に応じて最も適切な者が担うことが想定される。

地域において、「地域の連携の場」の運営に関する事務を担う者の決定に際して調整を要する場合は、警察署と教育委員会が中心となってこの調整を行い、確実に「地域の連携の場」の構築がなされるようにすること。

(2) 警察署が運営に関する事務を行う場合の留意事項

「地域の連携の場」については、原則、各市区町村単位で構築することが想定されていることに留意すること。ただし、地域の実情に応じて、小学校単位等な

ど市区町村単位より細かい単位での構築を妨げないこととされている。

また、「地域の連携の場」に、プランに列挙されている関係機関・団体等が参画するよう働きかけを行うこと。

2 「地域の連携の場」における助言等について

警察署は、構築された「地域の連携の場」において、子供の犯罪被害及びその前兆事案に関する発生状況や関係機関・団体等が防犯対策を講ずる上で参考となる具体的情報等について積極的に助言等を行い、各地域において通学路等における子供の安全確保に係る実効ある対策が形成されるように努めるものとする。

3 報告

本通達に係る実施状況についての報告要領は別途通知する。

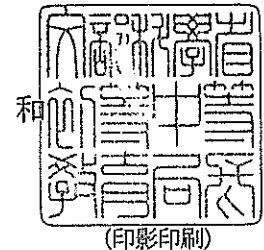
担当：生活安全企画課 人身安全対策室
子供・女性安全推進係



30 文科初第 6 8 9 号
平成 30 年 8 月 9 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市市長
各国公立大学長 殿
各国公私立高等専門学校長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省初等中等教育局長
高 橋 道



登下校時における児童生徒等の安全確保の充実について

登下校中における児童生徒等の安全確保については、これまでも格段の御尽力をいただいているところですが、平成 30 年 5 月に新潟市において下校中の児童が殺害されるという痛ましい事件が発生しました。

本事件を受け、各学校等には、「「登下校防犯プラン」について」（平成 30 年 6 月 22 日 30 初健食第 12 号）や「登下校時における児童生徒等の安全確保について（依頼）」（平成 30 年 7 月 11 日 30 初健食第 14 号）を踏まえて、対応に努めていただいているところですが、この度、本プランに基づき登下校時における安全確保対策を実施するに当たっての留意事項について別紙 1 のとおり「登下校時における児童生徒等の安全確保の充実について」として、また、対策を講じる際の参考となる事例や情報について別紙 2 のとおりとりまとめました。

については、これらを踏まえて、家庭、地域、警察等の関係機関と連携し、学校や地域の実情に応じた安全確保対策について確実に取り組まれるようお願いいたします。（警察と教育委員会・学校間の情報共有体制については「警察との連携による不審者情報等の共有について（依頼）」（平成 30 年 8 月 2 日事務連絡）を参照のこと）

各都道府県・指定都市教育委員会及び各都道府県知事・指定都市市長にあつては域内の市区町村教育委員会、所管又は所轄の学校（専修学校・各種学校を含む。）、学校法人及び幼保連携型認定こども園に対して、附属学校及び専修学校を置く国公立学校法人においては、管下の附属学校及び専修学校に対し、構造改革特別区域法第 12 条

第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校及び学校設置会社に対し、厚生労働省医政局長及び社会・援護局長におかれては、所管の専修学校に対し、周知されるとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

【問合せ先】

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課 交通安全・防犯教育係
TEL：03-5253-4111(2695)
FAX：03-6734-3794

平成30年8月9日

登下校時における児童生徒等の安全確保の充実について

第1 地域における関係者との連携の強化

登下校時における防犯対策の推進に当たっては、警察、教育委員会・学校、自治体の3者に加え、放課後児童クラブ・放課後子供教室、地域住民、保護者等の関係者が連携することが不可欠である。

①登下校時における防犯対策に関する「地域の連携の場」の構築

警察、教育委員会・学校、放課後児童クラブ・放課後子供教室の関係者、自治体、地方整備局（建政部）、保護者等、地域のボランティア、自治会等の関係者が集まり、登下校時における防犯対策について意見交換・調整を行う「地域の連携の場」を構築することが必要である。

登下校防犯プランにおいて、「その際、地域の実情に応じて、通学路の安全確保連絡協議会、学校警察連絡協議会、地域学校安全委員会等、既存の協議の場を活用することは、効率的である」とされているところ、新たに「地域の連携の場」を構築する場合は、その運営に関する事務については、警察署、教育委員会、自治体等、地域の実情の応じて最も適切な者が担うことが想定される。

地域において、「地域の連携の場」の運営に関する事務を担う者の決定に際して調整を要する場合は、警察署と教育委員会が中心となってこの調整を行い、確実に「地域の連携の場」の構築がなされるようにすること。

なお、「地域の連携の場」は、各市区町村単位で構築することが望ましいが、地域の実情に応じて柔軟な構築を図ること。

第2 通学路の安全点検の徹底と環境の整備・改善

登下校時の児童生徒等の安全を確保するためには、まず可能な限り安全な通学路を設定することが重要であり、それでも排除できない危険箇所・要注意箇所等については関係者と共有し、具体的な改善策につなげることが求められる。

①安全な通学路の設定と定期的な点検の実施

○教育委員会・学校、保護者等は、警察やボランティア等からの情報提供や自らの目で通学路の状況を把握して、防犯の観点や災害安全の観点、交通事情等を配慮し、関係者などと協議する等して可能な限り安全な通学路を設定する必要がある。

○必要に応じて、関係者が合同して点検を実施したり、通学路周辺の状況は変化することから、定期的な点検の実施や、必要に応じて随時点検を実施することが望まれる。

②通学路における危険箇所・要注意箇所の把握と環境の整備・改善

○通学路に関し、点検等を通じて、関係者の間で共通認識を得ておくべき事項

としては次のようなものが考えられる。

・危険箇所・要注意箇所

(例)

- 子供が1人になったときに周囲の目（人・車）が少ない
 - 路上に死角があり，犯罪が起きても見えにくい
 - 付近に助けを求められるような住宅等が少ない
 - 地域環境の管理に課題がある
 - 歩車道が区分されておらず，犯罪者が近寄りやすい状況にある
 - 周囲から見えにくく，連れ込まれやすい場所がある
 - （例えば，公園や空地でも，不特定の人が容易に入りやすく，見えにくい場所は危険箇所となりうる）
 - 不審者事案が多発している
 - 灯りがなく，夜間や夕方では，犯罪が起きても見えにくい 等
- ・交番や「子ども110番の家」など万一の際に児童生徒等が駆け込みやすい場所

○点検等により把握した情報は，例えば地域安全マップの作成等を通じ，危険箇所を「見える化」して関係者間で共有して，通学路の安全確保策を講じることが重要である。特に，防犯上好ましくない状況が発見された場合は，関係者と連携して具体的な改善策につなげることが望まれる。また，保護者会等で配布・説明して，学校・保護者間で共通認識を得ることが重要である。

○児童生徒に対しても「地域安全マップ」・「通学路安全マップ」の作成などを通して危険箇所・要注意箇所を周知することが有効である。その際，次のような点に配慮することが望ましい。

- ・「地域安全マップ」・「通学路安全マップ」の作成に当たっては，学級活動や生活科，総合的な学習の時間，児童会・生徒会活動など様々な機会を活用して，児童生徒自身の参加により作成を進めることが効果的と考えられること
- ・様々な学年を組み合わせたグループを作ったり，保護者とともに作成するなどねらいと発達段階を考慮して作成すること
- ・場合によっては，防犯についての専門的な助言を得るため，大学教授等の防犯の専門家や警察官の協力を得ることも考えられること
- ・保護者，地域住民及び地域ボランティア並びに自治体職員及び警察官を招き，作成した「地域安全マップ」・「通学路安全マップ」の発表会を行う等，情報共有の機会を設けることも有効であること
- ・児童生徒が実感をもって理解できるように，児童生徒等自身による写真やイラスト，書き込みなども積極的に活用すること
- ・作成過程において，「子ども110番の家」を含む住民へのインタビューを行うなど地域住民と触れ合うことも有効であること
- ・通学に関する指導の中で，「子ども110番の家」に挨拶して回り，顔の見える関係を構築することも有効であること

※本項目は，平成30年度緊急合同点検後の，定期または随時の通学路の点検及び当該点検を踏まえた環境の整備・改善についてまとめたものである。

第3 不審者等に関する情報の共有

日頃から、不審者の出没に関する情報や児童生徒等への声かけ事案をはじめとする情報などについて、警察と連携をとりながら、教育委員会・学校と保護者、地域の関係団体等との間で、情報を迅速かつ確実に共有するための取組を進めていくことが重要である。

- 不審者情報について、従来の教育委員会経由でのやり取りに加え、警察署と学校の間で連絡担当者を決めて直接共有することにより、プライバシーに配慮しつつ、より具体的な情報の共有を可能とし、具体的な対応へとつなげることが重要である。
- 警察からの情報提供・発信に当たっては、プライバシーに配慮しつつ、発生場所・被害態様に関し、見守りの配置・ルートの変更等に直接役立つような具体的な情報、保護者等が取り得る防犯対策等、受信者側の対応に資する情報も併せて提供・発信される。
- 学校が児童生徒等から把握した不審者情報についても、教育委員会・警察署へ迅速に提供することが重要である。このことにより、必要に応じ、警察の子供女性安全対策班（JWAT）による先制・予防的活動が実施される。
- 関係者の間で共有することが望まれる情報としては、不審者の出没等に関する情報、事件・事故の発生に関する情報、通学路における工事等の情報など様々であり、事前に、収集する情報についての共通理解を図っておくことが重要である。
- 何らかの情報を共有する必要性が生じた場合のルール（第一報はどこにいれるのか、どのような手段（電話、携帯電話、ファックス、メール等）で情報を誰が流すのか等）については、特に関係者間で共通理解を図っておくことが不可欠である。

※警察と教育委員会・学校間の情報共有体制については「警察との連携による不審者情報等の共有について（依頼）」（平成30年8月2日事務連絡）を参照のこと

第4 登下校時の児童生徒等の安全管理の徹底

登下校時の児童生徒等の安全を確保するためには、学校や地域の実情に応じ、安全な登下校方策を策定し、地域全体で見守る体制を整備することが重要である。教育委員会・学校が、登下校のルートや時間などに関して警察と情報を共有しておくことは、通学路に不審者を近づけない、あるいは犯行に及ばせないための重要な要素であると考えられる。

①安全な登下校方策の策定・実施

児童生徒等を極力一人にしないという観点から、保護者や地域の協力を得ながら安全な登下校方策を策定し、実施していくことがまず第一に求められることであり、次のような点が重要である。

- 教職員、保護者の間で登下校方策について議論し、共通認識を得ておくことが必要である。
- 特に、小学校低学年の児童については、その安全がしっかりと確保できるよ

う、それぞれの学校の置かれている状況に応じて取組を進めることが重要である。

- ・例えば、小学校低学年の児童が登下校時に一人にならないよう、上級学年とともに集団登下校することも一つの方法であり、円滑に進めるため、登下校の順路を工夫したり、学年ごとに異なる下校時間をそろえることも効果的と考えられる。
- ・保護者や地域住民の協力を得て、交代で同伴することなども一つの方法であると考えられる。

- 遠距離通学のために運行しているスクールバス等を登下校の安全対策の観点から弾力的に利用することも考えられる。
- 登下校の安全安心の観点や保護者の防犯意識の向上等の観点から、IC タグによる登下校管理等を実施することも考えられる。
- 様々な学校行事等のため、登下校の時間が不規則になる場合も考えられるが、このような場合には、十分な時間的余裕をもって保護者にしっかりと周知するとともに、警察や地域の関係団体等にも連絡して対策を講じておくことが必要である。
- 放課後児童クラブ・放課後子供教室等からの帰宅時において、事件・事故を未然に防ぐ観点や発生時に備える観点から、危機管理体制・安全確保の対策等について、関係者間の情報共有や十分な連携体制を構築し、「放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて」（平成30年7月11日子子発0711第1号、30生社教第4号）にて周知した安全点検リストを活用しつつ、取り組むことが必要である。
- 特に冬期においては、日没が早くなることもあり、部活動等で遅くなるような場合には、保護者に事前に連絡しておいたり、地域ボランティアによる見守りや、場合によっては保護者の迎えを依頼するなどきめ細かな対策が求められる。
- 遅刻、早退する児童生徒等については、時間、登下校方法について、保護者と確認することが重要である。
- 上記のいずれの方策においても、「一人区間」が発生することに留意し、関係者と協議のうえ、対策を講じることが重要である。

②児童生徒等の登下校を地域全体で見守る体制の整備

児童生徒等の安全な登下校を地域全体で見守る体制の整備は重要である。具体的には、「あいさつ」や「声がけ」をしながら児童生徒等の登下校を見守ることや、看板の設置等により地域全体が児童生徒等の安全を見守っているという雰囲気醸成することも重要である。

こうした活動の実施主体は、様々な主体が考えられるところであるが、教育委員会が中心となって実施体制を構築する際は、以下の点に留意し、必要に応じて他の主体と連携しつつ、効果的に取り組むことが重要である。

- ボランティアとして保護者や地域住民等による児童生徒等の登下校の見守りや通学路のパトロールを実施することも有効である。また、通学路の合同点検等で把握された危険箇所を重点的に見守ることも、効率的かつ効果的な見守り活動の観点で有効である。その際、最新の知見の伝達や意識啓発も含めたスクールガード（学校安全ボランティア）やスクールガードに専門的な

指導等を行うスクールガード・リーダーの養成の推進等により、登下校の見守りの担い手を確保するとともに、見守りの質の向上を図ることが重要である。

- 保護者や地域住民等による見守り活動を行う場合などは、例えば交代で数ヶ月に1回通学路に立てばすむようにするなど個々人の負担を少なくする配慮も必要である。
- 見守りの担い手のすそ野を広げるため、ウォーキング、ジョギング、買い物、犬の散歩、花の水やり等の日常活動を行う際、防犯の視点を持って見守りを行う「ながら見守り」等も有効である。
- 保護者や地域住民と情報を共有し、協働体制を構築するためには、地域学校協働本部・学校運営協議会、地域学校安全委員会などを活用することが考えられる。
- パトロール等に参加する方々へ配布する腕章や共通ユニフォーム、ステッカーなどを活用し、目立つ形で児童生徒等を見守る体制を示すことも犯罪抑制効果が期待できる。
- 地域の境界や地域内の様々な場所に児童生徒等の安全を守る取組についての看板等を設置したり、協力の得られる店舗や住宅にステッカーを貼るといった方策により、児童生徒等の安全が地域全体で守られているという環境を醸成することも有効である。

③登下校のルートや時間などに関する警察との情報の共有

- 児童生徒等の登下校のルートや時間などについては、最寄りの交番や警察署等にも連絡しておくことが重要であり、必要に応じ、登下校時のパトロールなどについて協力を依頼することも必要である。
- 警察では、既に「通学路や公園等の子供が犯罪被害に遭いやすい場所及び登下校の時間帯など、地域における犯罪の発生実態や不審者情報を踏まえて、警察官、スクールサポーター等による警戒活動を行う」（「通学路等における子の犯罪被害防止対策の推進について」（平成26年2月6日付、警察庁生活安全局長通達））こととしており、学校と警察との連携を深め、登下校に関する情報を共有することは、犯罪を防止する上でも重要である。
- また、警察では、子供の犯罪被害や不審者情報については、迅速かつ正確に把握するとともに、関係者のプライバシーに十分配慮した上で、教育委員会、学校、地域住民、保護者、児童等に対し、事案概要及び防犯対策に役立つ情報を各種広報媒体を活用してタイムリーに提供すること（前掲通達）としており、教育委員会や各学校など様々な段階での密接な情報交換が望まれる。
- なお、登下校時における児童生徒等の安全確保のための警察との意見交換、情報の共有のためには、「第1 地域における関係者との連携の強化」に記載した「地域の連携の場」などの活用が有効と考えられる。

④登下校時の緊急事態（不審者事案）への対応に係る危機管理マニュアルの作成・見直し

登下校時の不審者事案などの緊急事態が発生した場合に適切に対応できるよう、教職員間の連絡体制や保護者・関係機関等との緊急連絡体制、教職員体制が通常と

異なる場合の役割分担を整備し、学校の危機管理マニュアルに反映させるとともに教職員間で共有し、適宜見直すことが必要である。また、学校の危機管理マニュアルを必要に応じて関係者へも周知するなど、協力体制を整備しておくことが重要である。

第5 児童生徒等に危険予測・回避能力を身につけさせるための安全教育の推進

児童生徒等が犯罪に巻き込まれないようにするためには、発達の段階に応じて、様々な機会を通じて、危険予測能力や危険回避能力を身につけさせることが必要である。

特に、小学校低学年の児童については、登下校時にも様々な危険があり、知らない人に声をかけられたり、定められた通学路以外の道を通ると犯罪に巻き込まれる可能性があること、通学路の近くにも危険な箇所があり近づいてはいけないといったことについて、実践を通じてしっかりと理解させることが必要である。

①「地域安全マップ」「通学路安全マップ」の作成等を通じた指導

○「地域安全マップ」「通学路安全マップ」の作成等に児童生徒等を参加させることにより、児童生徒等が自ら実感を持って危険箇所を認識することが期待できる。その際、小学校低学年の児童だけでは困難な面もあるため、上級生とグループを組ませる、保護者や警察官、ボランティア等と一緒に実際の通学路をまわるといった取組も有効であると考えられる。

②防犯教室等の活用

○防犯教室等の実施にあたって、警察官や大学教授等の防犯の専門家の協力を得て、具体的な場面を設定し、ロールプレイング等の手法を活用するなどの手法をとりながら実践的な対処方法を身につけさせることが重要である。

③万一の場合に対応するための指導

○登下校時に万一の事態が起こった場合の具体的な対処方法（大声を上げて周囲に助けを求める、交番や「子ども110番の家」に駆け込む 等）について児童生徒等に対し、日頃から訓練しておくことが必要である。

○防犯ブザー等については、すぐに活用できるような携帯の方法、万一の場合の使用法等についても十分指導しておくことが重要である。

○低学年向けの安全学習教材「たいせつないのちとあんぜん」など、具体的な場面を想定して児童生徒等が自分自身で危険を判断し、回避できる力を育むことができる教材を活用して、万一の際の対応について保護者と児童生徒等が相談することを促すことは、有効である。

第6 その他留意事項

○通学路を含めた地域社会における治安を確保する一般的な責務は当該地域を管轄する地方公共団体が有するものであるが、各学校では、学校保健安全法第27条に

規定する学校安全計画に基づき、児童生徒等に対する通学路における安全指導を行うこととするとともに、第 30 条において警察やボランティア団体等地域の関係機関・関係団体等との連携に努めることとされている。

- 通学路における安全確保を効果的に行うためには、学校のみで対応するのではなく、教育委員会や自治体の市民安全を担当する部署等が中心となって、自治体単位の防犯の取組等とも十分に連携し、広域的な対応検討の場の設置や、学校運営協議会制度、地域学校協働本部等の仕組みを活用するなどして、学校と関係機関・家庭・地域との連携を一層強化する体制を構築することが望まれる。
- 教育委員会等の学校の設置者は、各学校における対策等について必要な指導等を行い、体制整備や事故等発生時に必要に応じて学校を支援することが必要である。
- 各学校においては、通学時の安全確保の取組について、学校安全計画に位置付け、安全教育・安全管理・組織的な活動両面から計画的に実施するとともに、実施状況を踏まえて定期的または随時見直し、改善することが必要である。

※本資料は、平成 17 年 12 月 6 日付「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」について、「登下校防犯プラン」を踏まえて、更新したものである。

防犯の取組に係る参考事例等について

※括弧内は出典（後掲）

第1 地域における関係者との連携の強化 関連

○市教育委員会内に「子供を守る学校・家庭・地域連絡協議会」を設置し、スクールガードリーダー、スクールガード、ボランティア代表、各小中高等学校教頭、幼稚園長代表、警察署代表、郵便局代表、自治会連合会長代表、市PTA連絡協議会代表、関連する行政課長が委員として参加。各学校の取組の方向付けや情報交換、防犯講習会等を実施。（① p. 35）

第2 通学路の安全点検の徹底と環境の整備・改善 関連

- 児童・生徒、PTA、地域住民、関係機関及び学校が合同で、通学路の防犯上の危険箇所を調査・点検を行うとともに、その情報を落とし込んだ学校安全マップを作成。校内に掲示するとともに保護者や地域住民に配布して、家庭における指導や見守り活動に役立てている。（④P. 65）
- PTA活動の一環として通学路の安全状況を確認。危険箇所や「こども110番の家」を確認しながら、これらの情報をもとに、安全マップを作成し、各家庭に配布。（⑤P. 115）
- PTAが中心となって、全保護者対象に通学路の危険箇所に関するアンケートを実施。対象は、通学範囲が広範囲に及ぶため学校周辺に絞り、その結果を検討し、各方面に改善の働きかけを行った。（①P. 65）
- 小学校区で作成された安全マップをもとに、中学生と保護者が一緒になって、中学生の視点から危険箇所の洗い出しを行い、中学生向けの安全マップを作成。「保護者の視点と中学生の視点が微妙に異なることが明らかになった」、「子供の行動範囲を把握できた」などの感想が得られた。（③P. 94）
- 親子で町のゴミ拾いをする学校行事の中で、通学路の点検を実施。親子のふれあいを深めるとともに、危険箇所を共有することができ、また、地域住民とコミュニケーションを図ることが出来た。（④P. 49）
- 「通学路安全点検強化週間」を定め、期間中は親子で一緒に下校することとし、仕事などの関係で子どもと一緒に下校できない保護者は、強化週間終了後に必ず確認することとした。強化週間を設けることで、保護者一人一人が下校時の子どもの通学路を点検し、安全に対する意識を高め、家庭や地域で子どもを見守る気運を盛り上げることができた。（⑩P. 5）
- 児童・生徒、保護者・PTA、スクールガード・リーダー等が、地域安全マップをデジタル地図で作成。経年的に取組を進め、デジタル処理をすることにより、危険箇所の解消と発見等の情報の蓄積ができ、地域に密着した精度の高いマップづくりを進めることができた。（②P. 126）

第3 不審者等に関する情報の共有 関連

- 不審者情報の収集と共有化を図るために学校と地域の連絡網を作成し、地域機関・団体のほかに、校区内の保育所や高等学校にも配布して、地域で情報を共有する体制を整備した。(②P. 80)
- 小学校、中学校、PTA、警察署、自治会、児童館が連携して「地域の子供の安全を考える会」を発足し、緊急時の速やかな情報提供の仕組みを確立。併せて、警察署の指導助言も踏まえた自衛的な安全対策と防犯教育、通学路上の緊急避難所の設定(民家の協力)や子供110番の家の活性化により、不審者被害が減少した。(⑩P. 82)

第4 登下校時の児童生徒等の安全管理の徹底 関連

①安全な登下校方策の策定・実施

- 低学年だけ下校する時間帯に見守り活動を行うボランティアの担当区域を複数に分け、担当区間は子どもと一緒に歩いて下校し、バトンリレーのように次の担当者へ引き継ぎ、見守り活動の空白区間をなくすようにする。(①P. 43)
- スクールバスを運行するに当たって、児童生徒一人ごとの自宅を住宅地図上で確認しながら、停留所から自宅までの距離が短くなるように配慮し決定。保護者へのアンケートや柔軟な出発時刻の運用など、利用しやすい運行を行っている。(⑩P. 17)
- 学校の統廃合に伴う通学保障の一環として、スクールバスを導入。児童の安全・安心のため、多少遠回りをしてでも、集落側に停留所を設け、児童が道路を横断しないようにしている。また、登下校時の利用時間帯を除き、スクールバスをコミュニティバスとして活用している。(⑧P. 46)
- スクールバスを廃止し、従来のスクールバス経路を基本とした4路線とスクールバスの無かった1路線を町営バスとして運行し、小中学生は無料で利用することができることとした。便数や走行距離を考慮すると従来のスクールバスの運行よりも低コストとなった。(⑩P. 19)
- 市としてすべてのバスを民間委託業者に委託して運行し、時間帯によって専用スクールバス、路線バス、福祉バスというように運行形態を変えており、地域に密着した市民の交通手段として効果的に活用している。(⑧P. 44)
- 路線バスを活用し、路線バスのない地域はスクールバスを導入。放課後児童クラブと連携した下校便を設定。また、バスに乗車するまでは保護者・地域住民で責任を持ち、登校時のバス停留所における保護者の見守り、乗車児童の確認を徹底的に実施。(⑧P. 50)
- 全校女子生徒を対象とした「防犯に関する集会」を実施し、市内の不審者情報等防犯状況の現状を伝えるとともに、女子部活動生徒の安全対策として一人で下校する場面を作らないことを原則とした対策案を学校で協議。併せて、「登下校安全シート」を全校生徒に作成させ、個人面談を行いながら、保護者にも出迎えをお願いするなど協力を呼びかけた。(②P. 201, ⑩P. 11)
- 保護者に対し、入学説明会等で説明した上で、希望者にICタグによる登下校の防犯対策を実施。ボランティアの見守り活動と併せて、登下校をポイント的に管理。下校の夕

イミシングがわかるため、子供を確実に出迎えられるとの保護者の声がある。（文部科学省聴取事例）

②児童生徒等の登下校を地域全体で見守る体制の整備

- 登下校時に児童が1人となる区間を示した「通学路1人区間マップ」を作成し、教育委員会と学校で共有。「通学路1人区間マップ」を踏まえた効果的なパトロールを、シルバー人材センターに委託して実施。（①P. 43）
- 小学校内にスクールガードが滞在できるスペースとして「スクールガードセンター」を設置して、学校内外での見守り活動を行ってもらうとともに、スクールガードと子供のふれあいの場として活用している。（④P. 88）
- 見守りボランティアへの郵便係の児童を決め、通信袋を作成して毎月の学年別下校時刻表等を届けている。こうした活動を通じて、児童と見守りボランティアの親交を深めている。（④P. 58）
- 下校時間が曜日や学年によって様々であることから、月曜日から金曜日までの各学年の下校時間を一覧にして、見守り活動に携わるボランティア等に配布。下校時間に重点的に見守っていただくことで、ボランティアの方々の負担の軽減につなげている。（③P. 312）
- 地元の大学生が、ボランティアとして主に下校時刻に合わせて見守り活動を実施。教職員を目指している大学生も多いことから、見守り活動を子どもと積極的にかかわるよい機会ととらえ取り組んでいる。（①P. 46）
- スクールガード向けリーフレットを作成し、学校を通じて登録者に配布。「無理せず！できる時間に！できるやり方で！」を合言葉に、できる範囲での協力を呼び掛けている。（①P. 87）
- 日常的に地区内の安全に気を配ったり、不審者等に対する予防的な効果をねらって、日頃より犬の散歩やウォーキングをしている方に見守り活動を依頼。また、「ワンワンパトロール」のボランティア募集のチラシを作り、地域住民への周知を図った。（②P. 35）
- 関係者が協力して通学路を中心にビラを配布して、児童の登下校時に、一步だけ玄関先や自宅の庭に出ていただき、人の姿が見える地域づくりを目指す、「一步の防犯ボランティア運動」を推進した。（②P. 217）
- ボランティアだけでなく、他の住民にも呼び掛けて下校時間に合わせて各小学校 校門に集合し、校庭でストレッチを行った後、見守り活動を兼ねて通学路のウォーキングを実施。子どもだけでなく、すれ違った地域住民へも防犯意識を高める声掛け活動を行った。（④P. 24）
- 各家庭や自治会に全校児童の下校時刻を知らせるプリントを配付し、知らせた下校時刻に外で声をかけてもらう「おかえりコール」をお願いし、子供たちを見守っている姿から不審者にすきを見せない取組を推進。（②P. 276）
- 毎週水曜日を「地域子ども出迎えデー」に設定し、「のぼり旗」を設置して地域の意識高揚を図るとともに、チラシ等を配付して、下校時間に合わせて庭木の水やり、買い物、

犬の散歩などで家の外に出て、可能な範囲での見守り活動を依頼した。(④P. 66)

- 町内の企業の営業車や町有公用車、保護者、教職員所有の自動車に「うごくこども110ばん」ステッカーを貼付するとともに、見守り活動に従事するボランティアに対しても、同ステッカーや安全腕章、胸リボンを配付して町全体で子供を見守る運動を推進。(④P. 16)
- 郵便局と覚書を締結し、郵便物の配達等で地域の隅々まで回る職員が、郵便業務を行う中で学校周辺の防犯パトロールを実施。併せて郵便局車両にステッカーを掲出。(⑩P. 44)
- 全学年一斉の集団下校の際、通学班ごとに「子ども110番の家」に直接訪問し、協力のお願いの挨拶を実施。「子ども110番の家」の場所を覚えるとともに、顔見知りになることで活用しやすくなる効果があった。(②P. 97)

第5 児童生徒等に危険予測・回避能力を身につけさせるための安全教育の推進 関連

① 「地域安全マップ」「通学路安全マップ」の作成等を通じた指導

- スクールガード・リーダーの指摘や、児童生徒の声を元にして、校区の安全マップを全小中学校で作成し、校舎内や地域の掲示板に掲示。参観日等の折に保護者とともに下校して危険箇所の場所を確認して情報を追加。また、地区ごとに冊子を作成して、各家庭や公民館におき、安全に関わる情報を学校に連絡するように地域住民に依頼、寄せられた情報を安全マップに随時書き込んで、安全指導に活かしている。(④P. 54)
- 各地区の子ども会ごとに、親子一緒に、安全のためにある施設や設備、危険箇所等を歩いて調べ、登下校時等の危険な状況を想定・実感しながら、命を守る安全な行動を親子で確認し合い、地域安全マップを作成。作成したマップは、各家庭と地域及び関係機関に配布して、学校・家庭・地域が連携して子どもが安心して生活できる地域づくりに役立てている。(⑨P. 65)
- 総合的な学習の時間において、地域パトロール実施主体や警察署員からの聞き取り、保護者ボランティア・教職員と一緒に通学路・町内の危険箇所の調査、調査を踏まえた地域安全マップの作成・発表を実施。調査に当たっては、「入りやすい場所、見えにくい場所」を探し、写真を活用。(⑨P. 73)
- 子どもたちが自分の登下校状況を振り返ることができるよう「通学カード」を作成し、自分の登下校の様子を毎月自己評価させている。このカードを子ども・教職員・保護者等で共有し確認をしてもらうことで、多面的に通学指導を実施。(①P. 50)
- 登校班別に日々の登校を振り返る「集団登校見返しカード」を作成し、各班で話し合われた内容を報告し合う。地区別で報告した内容を全校児童が集まる集会で更に発表し、教職員等が指導を行っている。(④P. 51)

② 防犯教室等の活用・③万一の場合に対応するための指導

- 学校行事として、全学年対象に不審者対応のための安全学習会を開催。地元の警察官を招き、犯罪の状況、日常的な注意を始め、いざという時の対応の仕方を理解し、行動で

きるように講話，研修を実施。（④P. 61）

- 「自分の命は自分で守る」を前提に，防犯に関する授業を参観日に実施した。家庭での話し合いや指導によって学習の効果を高めることを目的として保護者に参観してもらうとともに，地域の推進委員や防犯協会，スクールガードにも参観してもらい，スクールガード・リーダーには，講師として参加してもらった。（②P. 188）
- 学校，PTA，警察，自治会，見守りを推進する NPO 法人，「子供 110 番の家」が連携して，「子供 110 番の家」駆けこみ訓練を実施した。（①P. 48）
- 地区の幼稚園，保育所，小学校，中学校，養護学校で連絡協議会を開催し，各校の危機管理と安全教育の情報交換を実施し，危機管理マニュアルの見直し等に役立てている。また，養護学校においては，年度当初の 4 月の不審者対応の避難訓練を実施するとともに，事後学習として，児童生徒を対象に防犯教室を実施。警察署の協力を得て，不審者対応の演習，紙芝居やロールプレイングによる安全指導等を実施。（①P. 73）
- 特別支援学校において子供防犯教室を開催し，防犯ブザーの管理指導や実際に鳴らす練習，大声で助けを呼ぶ練習など具体的に様々な場面を想定した指導を実施。（⑨P. 59）

（参考資料）

- ① 「地域ぐるみの学校安全体制整備実践事例集」（平成 23 年 3 月文部科学省）
- ② 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業報告書」（平成 17 年度文部科学省）
- ③ 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業報告書」（平成 18 年度文部科学省）
- ④ 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業報告書」（平成 19 年度文部科学省）
- ⑤ 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業報告集」（平成 20 年度文部科学省）
- ⑥ 「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成 30 年文部科学省）
- ⑦ 「学校施設における地域ぐるみの防犯対策事例集」（平成 21 年 3 月文部科学省，国立教育政策研究所文教施設研究センター）
- ⑧ 「国内におけるスクールバス活用状況等調査報告書」（平成 20 年 3 月文部科学省）
- ⑨ 「学校における防犯教室等実践事例集」（平成 18 年 3 月文部科学省）
- ⑩ 「登下校時の安全確保に関する取組事例集」（平成 18 年 1 月文部科学省）
- ⑪ 「学校の安全管理に関する取組事例集」（平成 15 年 6 月文部科学省）
- ⑫ 「くいでまなぼう！たいせつないのちとあんぜん」（文部科学省）

※掲載事例は，事例集作成当時の時点での取組であることに留意してください。

※このほか，登下校防犯ポータルサイトや学校安全ポータルサイト等に参考情報が随時掲載されますので，地域や学校の実情に応じて適宜活用してください。

子子発 0810 第 1 号
平成 30 年 8 月 10 日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省子ども家庭局
子育て支援課長
（公印省略）

登下校時における防犯対策に関する「地域の連携の場」に係る留意事項について

平成 30 年 6 月 22 日付け事務連絡「登下校防犯プランについて」（以下「プラン」という。）において連絡したとおり、登下校時における防犯対策に関する「地域の連携の場」を各地域で構築することとされました。この「地域の連携の場」においては、警察、教育委員会、学校、放課後児童クラブ、放課後子供教室、自治体、保護者、PTA、地域のボランティア、自治会等の関係者が集まり、登下校時における防犯対策について意見交換・調整を行うこととされております。

市町村放課後児童クラブ担当部局や放課後児童クラブ関係者においては、下記事項に留意の上、「地域の連携の場」に積極的に対応していただくようお願いします。

なお、文部科学省、警察庁及び国土交通省より別添のとおり、同様に通知されていることを申し添えます。各都道府県におかれましては、貴管内市区町村に対する周知につき、ご配慮をお願いいたします。

記

1. 「地域の連携の場」への参画について

プランでは、「地域の連携の場」として、地域の実情に応じて、通学路の安全確保連絡協議会、学校警察連絡協議会、地域学校安全委員会等、既存の協議の場を活用することは効率的である。」とされております。今後、プランに基づく「地域の連携の場」の運営主体より、市町村放課後児童クラブ担当部局や放課後児童クラブ関係者に対して、「地域の連携の場」への参加の働きかけが行われる予定ですので、積極的に対応いたします。なお、「地域の連携の場」への出席にあたり、地域の実情に応じて、市町村放課後児童クラブ担当部局が放課後児童クラブ関係者を代表して出席すること等も想定されるため、「地域の連携の場」への出席に関しては、「地域の連携の場」の運営主体と必要に応じて協議して下さい。

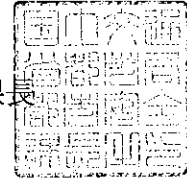
2. 「地域の連携の場」における意見交換等について

市町村放課後児童クラブ担当部局や放課後児童クラブ関係者は、「地域の連携の場」において、地域の関係機関や団体等に、①児童の安全対策に関する事項、②放課後児童クラブの活動内容や児童の来所・帰宅時の状況などを情報提供し、関係者との連携を深められるよう対応願います。

国 都 安 第 3 5 号
平成30年8月10日

東北地方整備局 建政部長 殿

国土交通省都市局都市安全課長



登下校時における防犯対策に関する「地域の連携の場」に係る留意事項について

「登下校防犯プラン」（平成30年6月22日登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議決定）では、登下校時における防犯対策に関する「地域の連携の場」を各地域で構築することとされました。下記事項に留意の上、「地域の連携の場」に積極的に対応していただくようお願いします。

なお、別添に文部科学省、厚生労働省及び警察庁より発出された通知を示します。

また、本通知の内容について、別紙案のとおり、管内の都道府県及び政令指定都市に周知していただきますようお願いします。併せて、都道府県より管内の市区町村（政令指定都市を除く）に周知いただくよう、都道府県に依頼をお願いします。

記

1. 「地域の連携の場」への参画について

「地域の連携の場」の運営主体より地方整備局（建政部）等に対して、「地域の連携の場」への参加の働きかけが行われることとなっておりますので、積極的に対応願います。

2. 「地域の連携の場」における助言等について

地方整備局（建政部）等は、「地域の連携の場」において、防犯まちづくりの観点から積極的に助言等を行い、各地域において通学路等における子供の安全確保に係る実効ある対策が形成されるよう対応願います。

以上

【問い合わせ先】

国土交通省都市局都市安全課 坂上
TEL:03-5253-8111(内線 32355)